



インタビュー 西沢和彦・日本総合研究所主席研究員に聞く



# 「年金財政健全化への視点を欠いた改正はあまりに危機感に乏しい」

**Profile** にしづわ・かずひこ〇東京都生まれ。1989年一橋大学社会学部卒業、同年三井銀行（現三井住友銀行）入行。1998年株式会社さくら総合研究所、2001年株式会社日本総合研究所、2002年法政大学で経済学の修士号を取得。日本総合研究所調査部主席研究員を経て、2016年から同主席研究員。研究・専門分野は社会保障制度改革・税制改革。

昨年、5年に一度の財政検証が行われ、その結果を受けてまとめられた年金制度改革案が、現在開会中の通常国会で審議される。

改革案のポイントはどこにあるのか。その内容をどう見たらいいのか。公的年金制度に詳しい西沢和彦・日本総合研究所主席研究員にお話を伺った。

## マクロ経済スライドの見直しは手付かず

——まずは、今回の改正案をご覧になつた率直な感想から伺えますか。

**西沢** 今回の年金制度改革案については、一般に3つのポイントがあると言われています。一つは、被用者年金の適用拡大、二つ目が在職老齢年金制度の見直し、三つ目が繰下げ受給の上限年齢の引上げです（図表1参照）。

図表1 年金制度改革の主要項目

### ①被用者年金の適用拡大

適用対象となる事業所のうち、従業員数の要件を段階的に引き下げる（現行：500人→2022年10月：100人超→2024年：50人超）

### ②在職老齢年金の見直し

60～64歳の在職老齢年金について、年金減額の基準となる賃金と年金の合計額を、現行の28万円から、65歳以上の在職老齢年金と同じ47万円に引き上げる

### ③繰下げ受給の上限年齢の引上げ

現行の70歳を75歳に引き上げる

たしかにそうではあるのです。しかし、こういった改正案を見ると非常に重要なのは、そこに何が書いてあるかより、何が書いていないかより、何が書いてい

ないか、何が抜けているかをチエックすることなんですね。その意味で、今回の改正案で何が抜けているかというと、それは年金財政の健全化の視点です。

年金財政は賦課方式、つまり、若い世代から高齢世代への所得移転を基本に成り立っています。そうすると、少子高齢化が進む中では、やはり給付の抑制は避けられません。

給付を抑制する手段として、

2004年の年金改正でマクロ経済スライドの仕組みが導入されましたが、これが年金財政の健全化の視点で何が抜けているかをチエックすることなんですね。

## フルスライドさせるため名目下限措置の廃止を

——ただ、2020年度の年金額決定にあたっては、0・1%ですが、マクロ経済スライドが実施されました。これでは不十分だと…。

**西沢** 実施はされましたが、それはたまたま賃金と物価がプラスになっていたため実施できたということ。もし物価や賃金がマイナスだったら実施はされなかつたわけです。

されたわけですが、これがほとんど機能しないまま今日に至っています。

本当は、このマクロ経済スライドがきちんと機能するように仕組みを見直すことが、年金制度改革の一一番重要な課題であるはずなんです。それがまったく手付かずで、そこは今回の改正案の致命的な欠陥だと思います。

まさに、たとえ物価や賃金がプラスでも、その幅が小さければ、名目下限措置、つまり、年金額を前年度より引き下げる調整は行わないというルールによって、完全なスライドは行われません。

これでは、年金財政の健全化のためにせつかく作ったマクロ経済スライドも、十分に機能する仕組みになつているとは言えないでしよう。

それに、マクロ経済スライドが実施されたといつても、スライド調整率は0・1%ですからね。これなら引けます。

なぜスライド調整率が小さいかというと、年金の加入者が増えているからなんです。雇用が増えているからなんです。

好調なことと、日本年金機構が適用業務に力を入れ、成果を上げていることで、公的年金の加入者は増えています。

スライド調整率というのは、公的年金全体の加入者数の減少

率に、平均余命の伸びを勘案して一定率、今は0・3%ですが、それを足して計算します。ですから、加入者が増えれば、スライド調整率は小さくなるんです。これは、0・1%というスライド調整率でしたから、賃金上昇率に基づく本来の改定率から引くことができました。

しかし今後は、一段と進む人口減少によって加入者数も減少しますから、それによってスライド調整率は確実に大きくなっています。ところが、そのときに、名目下限措置があると、スライド調整率を改定率からフルで引くことができないわけです。

ですから、年金財政の健全化のためには、やはり名目下限措置を廃止して、確実に物価や賃金から引けるようにしておくべきなんです。

あとは支給開始年齢の引上げ